「第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第22条第１項第４号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示案等」に関する意見募集

■意見募集期間：令和７年７月５日（土）から同年８月４日（月）まで

■案　件　番　号：145210526

■意 見 提 出 数：１件（個人：1件）

■意 見 提 出 者：以下のとおり

受付	意見提出者
1	個人

■　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める告示案について

意　見	考え方	案の修正
（意見1） 納付困難告示案について、法定の3つの手続は、債権者が互いに譲り合って同意することを特徴とするものである。 ところが、破産の場合、このような債権者の同意が不要であり、減額などしなくても法定の要件に従って納付金を配当すれば足りる。 また、他の手続では、計画・協定の認可の決定が要件となっているのに、破産についてだけ手続開始の決定とするのは、違和感がある。 むしろ、告示で定めるべきなのは、事業再生ADRなどの非典型的な倒産手続なのではないか？ 【個人】	（意見1に対する考え方） 本告示案に規定する破産法その他の法律において規定される破産手続開始の決定は、既に第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第22条第1項第1号から第3号までに列挙されている事由と同様に、それぞれの法律の規定に基づき、電気通信事業法第110条の5第2項の規定により準用する第110条第4項に規定する第二種負担金の納付義務を免責等する事由となるものであり、適当であると考えます。 なお、第二種負担金は、上述のとおり法律によりその納付が義務付けられているものであるところ、ご指摘の「事業再生ADR」は、こういった法的義務を免責等する制度ではないことから、本告示案に規定することは適当ではないと考えます。	無

■　第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十四条第一項の規定に基づき総務大臣が定める告示案について

意　見	考え方	案の修正
―	―	―

■　電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令について

意　見	考え方	案の修正
―	―	―

（以上）